

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 令和元年9月26日（木） 10：03～12：42

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

荻田 義雄 委員長
大国 正博 副委員長
浦西 敦史 委員
池田 慎久 委員
佐藤 光紀 委員
田中 惟允 委員
奥山 博康 委員
尾崎 充典 委員
今井 光子 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
末光 総務部長
杉中 危機管理監
中川 産業・雇用振興部長
杉山 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○荻田委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より3日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合、20名を限度として入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対し明確かつ簡潔にご答弁をお願いいたします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただくようお願いいたします。

○佐藤委員 平成31年度当初予算は5,000億円を超えてくる大型の予算であり、平成30年度決算に匹敵する予算です。これは改選前の骨格予算であり、かなり骨太な予算であると思います。

これに対して、歳入は、少子高齢化を迎えるに当たって、個人県民税については平成20年度が528億円に対して平成30年度は489億円と目減りしている状況です。これから先もずっと、この下回っていくトレンドは続くと予想される中で、歳入は間違いなく減少していくと思われれます。同時に、歳出においては、社会保障関係経費が間違いなく上がってきますので、消費税等の増加があったとしても、必ず近い将来、歳入と歳出はデッドクロスの入れかわりの時期が来ると思います。現時点は黒字だと言っている中で、財政規律を含む所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○川上財政課長 おっしゃったように、県としては、他府県に比べて人口の減少や高齢化が速く進むと見込んでいる状況です。

歳入面では、お話しいただいたように、個人県民税の減収や、歳出面では社会保障関係経費の増が懸念されることも承知をしているところです。

本県の財政基盤を考えますと、経済や産業構造が脆弱であるということは、否めないと思っております。県税等の自主財源が、実質、他府県に比べて乏しい、反対に言うと、地方交付税など、いわゆる国の財源に依存している割合が高いという状況です。

このような中、本県の将来の発展には、現在のベッドタウンから脱却して自立できる地域にすることが必要と考えており、現在そのための投資をしているという状況です。一方、財政の健全性にもしっかりと留意をしていかないといけないと認識しているところです。

本県において、財政運営については、どこに注視しているかですが、従前からご説明させていただいていますように、将来、自前の財源で償還をしなければならない財源、いわゆる将来の県民負担になる交付税措置のない県債残高と県税収入の比率を見ながら財政運営をさせていただいているところです。今後も比率を注視しながら、身の丈以上の投資にならずに、きっちりと持続可能な県の財政運営を進めていきたいと考えております。

○佐藤委員 県債の考えを聞かせていただいたのですが、1つ、これはよかったと思って

いる点は、交付税未措置額と県税収入を県独自で出している数字があり、平成21年度は4.1倍、平成30年度は3.1倍という比率で、これを注視されていることは非常によろしいかと思えます。

県債も、確実に減ってきているということですが、先ほどおっしゃった財政基盤が非常に弱いというのが奈良県の特徴でして、この後、産業といったところに話がつながっていくと思いますが、まず、歳入、歳出を考えると、奈良県の現状、それから地方交付税などが来たとしても、社会保障費がどんどんふえていく、そして、人口減少がとまらない以上は、歳入が減っていくという事情を捉えていただきたいと思えます。

また、基金の積み立てに関してもそれなりの金額が積み上がっていて、財政調整基金が258億円、これに県債管理基金を含めると642億円あると思えます。

ただ、最近、非常に災害が多いということで、千葉県でも大きな災害が出ているのですが、災害救助基金の積み立てが必要だと国が定めていると思えますが、災害救助基金についてお聞かせください。

○川上財政課長 災害救助基金の関係ですが、お述べのように、国の制度で、災害救助に要する経費ということで国から一定の基準が示されております。その分については確実に確保した上で、災害救助に必要な経費ということで使途が明確になっておりますので、万が一、災害救助に必要な経費が出た場合については、基金も活用しながら対応する形になると思えます。以上です。

○佐藤委員 農林部にも話をしていきますけれども、災害というものが、天災だけではなく、ウイルスであるとか、いろいろな病原菌に対する被害も大規模災害の中に入ってくると思えます。この基金の積み立ては、ほかの基金とは別の意味合いもあると思えますので、奈良県としては、南部地域等にも台風や豪雨が来たときに確実に被害が出るのが予想されますので、まず迅速な対応が行えるよう、国の補助金が出てからではなくて、即応できる体制を整えていただきたい。

今、国でも動きが加速していると思えますが、これから消費税が増税されるという中で、赤字国債がずっと出されているわけです。これに対して、地方の赤字国債のようなものですが、臨時財政対策債についてのお考えをお聞かせいただきたい。

平成21年が461億円で、現在、平成30年は257億円と減少してきていますが、県として臨時財政対策債をどのように捉えているか、お考えをお聞かせいただきたい。

○川上財政課長 まず、臨時財政対策債のお話しをさせていただく前に、地方交付税の話

を少しさせていただきたいと思います。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するという機能を持っており、国が法律に基づき、例えば所得税や法人税であれば33.1%という一定の割合を原資として地方公共団体に配分されるという制度になっております。ただ、地方交付税と必要な額、それから原資となる国税の割合を比べると、やはり原資のほうが不足している状況がありますので、その分をどのように手当てしていくかについては、従前であれば、国が借入れをして、地方に渡していただくという制度だったのですけれども、平成13年度から、その不足分の2分の1については各地方公共団体のほうで、佐藤委員がおっしゃった臨時財政対策債を発行した上で、償還をするときには地方交付税で見るという制度を設けております。

ただ、地方公共団体が臨時財政対策債を発行することは好ましくないと考えておりますので、地方交付税の原資となる国税の割合について、もう少し引き上げていただけないか、県、また全国知事会も含め、地方を挙げて要望をしているところです。国の財政状況等もありますので、引き上げていただけないですけれども、今後も引き続き国に、原資となる国税の割合を引き上げていただくように取り組みを進めていきたいと考えております。

○佐藤委員 原資が足りないのは好ましくないということはわかります。知事会を通して、臨時財政対策債を発行しない状態での支給を求められるという、その方向性ですが、消費税が増税されようとする中で、公金が足りない。では、どうするのかを、まず考えていただきたいと思います。

これはインフラの関係につながってくるので、例えが悪いかもしれませんが、例えば土木関係で、何があるかわからないということで控えていた予算の使用を、年度末になったら、使い切らないといけない、あるから使う、ためていたものを一気に開放する、という感じで予算を使い切るような感覚はないでしょうか。また、ある部署から聞いている話では、使い切らなければ、これだけでいいのだねということで、翌年の予算編成にかかわってくるという感覚はないでしょうか。こういったところは感覚的な問題もあと思いますので、反対に、使わないようにしていく、事業をしっかりと精査していく、精査する中で本当はこれだけ使わなければいけなかったけれども、80%にして、20%削減することができた、こういった努力をぜひ歳出の時点でやっていただきたい。

現在、ここに並んでる県議会議員は全員10%の議員報酬の削減をしています。それはなぜか、公金が足りない、だからどうするか、残していく、その残した中で最大限努力し

ていく、そして必要などころには投じていく。選択と集中と、日ごろから言われていると思いますので、そういった点について、もっと留意していただきたい。消費税が上がりますが、これに対して県民、国民、市民、いろいろな立場からいろいろな見え方がありますが、特に県民の方々です。奈良県の税金の使われ方をこの場において質していくわけですが、どうしても、そういったところに留意していただきたいと、歳入、歳出について意見を述べさせていただきました。

続いて、農林部関係の質問をいたします。

ウイルス、病原菌による災害もあり得るといった点で、豚コレラ対策の予算は補正前で2,593万円で、今回の補正予算においては1,170万円が計上されていますけれども、このことについてどのように考えられているのか、対処方法をお聞かせいただきたい。

○溝杭畜産課長 今回の補正予算1,170万円ですけれども、国内で豚コレラの発生が収束せず、近隣府県で感染が拡大し、県内での豚コレラの発生が予見される場合に備えて、速やかに検査や処分を行うため、機器や資材を確保することで検査と防疫機能の強化を図ることを目的としております。

具体的には、感染の有無を迅速に検査するための精密機器や検査に使う薬剤を、検査検査機能の強化としてまず確保いたします。また、感染が確定した場合に農場全ての豚を効率的に処分するため、岐阜県や愛知県等の発生地域で故障が多発している電気殺処分機を追加で2台配備いたします。また、豚コレラのウイルスの侵入を防止するために衛生管理を徹底してもらうよう農家に配布する消毒用消石灰等も追加で確保することとしております。

○佐藤委員 豚コレラは、実は奈良県の周りでも発生しており、もらい事故もあると思うのですけれども、2018年9月に岐阜県、2019年2月に愛知県、大阪府、滋賀県、7月に三重県、福井県で、三重県が特に問題だと思えます。また、9月に長野県と埼玉県で発生し、国もこれはまずいという状態になっていると思えます。

特にワクチン接種ですけれども、ワクチン接種を受けてしまうと流通制限がかかるという状況にあり、埼玉県、長野県は、知事声明で国に打診しているということで、もし奈良県で発生した場合、対応法としては幾つかあると思うのですけれども、予防策の一つでもあるワクチン接種について、県として国に対して要望もしくは意見を述べていることがありましたら、お考えでも構いませんが、お聞かせいただけますか。

○溝杭畜産課長 ワクチン接種ですけれども、先週、国が発生地域に限定した豚コレラワ

ワクチンの接種方針を表明しております。この方針ですけれども、豚コレラの発生地域に限定してワクチンを接種する場合となっておりますが、具体的な手順については国で検討中であり、明確にはなっておりません。

しかし、この場合、豚肉などの流通も地域内に限定されるため、農家や流通業者の方々の負担が大きくなると考えております。また、ご説明しました検討案では、ワクチン接種を行うかどうかの判断、ワクチンを接種した豚や豚肉の流通管理が、各都道府県に委ねられる形になると聞いております。その場合、県の負担が大きく、現実的ではないと考えております。

県の考え方ですけれども、県では昨年度より、全国一斉のワクチン接種の解禁を国に要望してきました。感染がこのように拡大している状況では全国一斉のワクチンの接種は合理的と考えておりますけれども、今後、国において地域限定のワクチン接種で検討が進む場合においては、想定されるさまざまな課題について、農家、流通業者の方々に不利益が生じないよう国に意見を述べていきたいと思っております。

○佐藤委員 現在、養豚農家に行ったら驚くと思うのですけれども、本当に下手な工場に入るより厳しい現場の状態、獣医が中に入るのも、特別用事がなければという状態になっていて、かなり神経を配られていると思います。県としても、即応できる体制について、平時において進めていただければと思います。

そして、アフリカ豚コレラについてですが、ワクチンが効かず、出たらすぐに殺すしかなく、今までの豚コレラの対策とは全く別の形で考えなければいけません。例えば9月23日、韓国では軍を投入して全国で一斉に消毒を行い、全力で封じ込めにかかっています。

このような状況に際して、例えば三重県、三重県がだめだというわけではないのですけれども、近隣で発生したときに、奈良県としてはどのような対応をとられるのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○溝杭畜産課長 佐藤委員お述べのとおり、韓国で9月17日に、初めてアフリカ豚コレラの発生が確認されております。感染経路はいまだ不明となっております。

アフリカ豚コレラですけれども、豚コレラとは全く別のウイルスを原因とする家畜伝染病となっております。人間には感染しませんけれども、豚に対する感染力が非常に強く、致死率も非常に高いのが2つの伝染病に共通する特徴となっております。また、佐藤委員がお述べになりましたけれども、アフリカ豚コレラは豚コレラと異なり、現在、有効なワクチンが存在しておりません。

発生した場合の対処方法ですけれども、まず、国内でアフリカ豚コレラが発生した場合の対応は国の防疫指針にのっとって行うこととなっております。これについては、ワクチンがないという違いがありますけれども、豚コレラと同様となっております。ウイルスの侵入防止と封じ込めの2つが対処方針となっております。もし発生した場合は感染拡大を防ぐため、全頭を速やかに殺処分し埋却することとしております。

ワクチンがないため、発生する前の策としては侵入防止が唯一の対策と考えております。まずは、国内で発生しておりませんので、国に検疫等の水際対策の徹底を求めていきたいと考えております。

また、農家には衛生管理の徹底を呼びかけるとともに、ウイルス侵入防止のための消毒剤の配布等、県として、できる限りの支援策を検討していきたいと考えております。

○佐藤委員 そのような対策を行っても残念ながら発生してしまい、殺処分した場合は、これを埋めるというオペレーションが必要になってくると思うのですけれども、その場合の埋却地は確保されていますでしょうか。県有地に埋めるのかどうかということも含めて、お答えいただけますか。

○溝杭畜産課長 県内で養豚業を営まれているのは7農家です。県内の養豚農家の大半は自己の埋却予定地を確保されています。その他の農家も用地の確保や自己所有地の活用に向けて努力をされておられます。

県有地に埋めるかどうかについては、家畜伝染病予防法の中で、県が予備的にそのような土地を確保するという努力義務が課されております。そのため、県では農家がもし埋却できない場合の候補地を複数考えております。これは実際に他府県で発生したのですけれども、埋却地を持っておられても、実際に掘ってみると水が湧いてきて埋められなくて、ほかのところを探したということもあり、そのように困難な場合には対応できるよう検討を進めております。

○佐藤委員 土地を確保してあるが、実際に掘ってみたら水が出てきて、埋却するには不適合という事態は大いに考えられると思うのですけれども、予定地のボーリング調査は考えていないのでしょうか。

○溝杭畜産課長 先ほどご説明しましたけれども、全国で45例発生しており、その中には、実際に埋めてみようとするのでできなかったという場合があります。国においてもあまり想定していなかったことなので、埋却地の試掘調査を、既存の防疫措置に係る交付金の中で対応しても良いという通知が先月出されております。埋却予定地は、それぞれ農家の私有

地ですので、まずは農家の理解が必要ですが、適切に速やかな処分を行うためには重要なご指摘と考えますので、県としても検討を進めたいと考えております。

○佐藤委員 備えるということは非常に大切だと思いますし、実際に今回の補正予算も3億円で、額としては非常に少ない。その中で約1,000万円程度入れられているというのは現状に則した形だと思うのですが、あくまでそれは豚コレラ対策の予算であって、アフリカ豚コレラの対策は、現時点では含まれていません。しかし、韓国では軍を投入してでも封じ込めをしようとしている。こういう例を教訓にぜひ奈良県としては、やれることがあれば事前にやっていただきたいと思います。

奈良県がほかの都道府県と違うところは、南部に非常にイノシシが多いということです。また、豚コレラの感染経路というものが、アフリカ豚コレラにも通ずるところがあり、イノシシが媒介している可能性があるという話もありますので、奈良県としては、養豚業者7業者がそれぞれに苦しまれていると思いますので、そのような産業もしっかりとてこ入れができ、安心して経営ができるように、寄り添ったサポートをぜひしていただきたいと思います。

また、産業・雇用振興部に確認したいのですが、消費税率が上がるということで、消費税率を上げれば必ず景気がよくなるというわけではなく、景気は一度後退します。こういったことに対して、てこ入れ策があればお聞かせいただけますか。

○前野産業振興総合センター所長 県としては、県内の関係事業者が円滑に消費税率引き上げへの対応ができるように、近畿経済産業局をはじめ、関係機関と連携して説明会の開催などを通じて周知を図ってきたところです。

具体的には、県内の中小企業・小規模事業所、また支援機関である市町村、商工会その他の経済団体などを対象して、軽減税率に関する制度、それに伴う国の補助事業、また、キャッシュレス・消費者還元事業に関する説明会を開催しました。また、国等が県内で実施する説明会などについて県のホームページでの情報発信を行ってきました。これらの事業の活用については、10月1日の消費税率引き上げまでに手続きを完了する必要のあるものもあります。また諸手続の説明について、今月、集中的に市町村や経済団体の広報誌などへの掲載依頼をするなど、さまざまな方法で周知徹底を図ってきたところです。

○佐藤委員 消費税率が上がるのでキャッシュレスのポイント還元が実施されるということですが、実際に消費税が上がるタイミングで、年も年だしもうやめてしまうかという小規模事業者が非常に多い。正直な話、たった2%、されど2%。実情を聞いてみますと、

消費税率が5%から8%に上がったときに、本当はそこのみ込んできた、ぎりぎりやってきたけれども、最後の一押しをされて、もう耐えられないという部分もあるのですが、そういったところに手厚く、県としては寄り添う必要があると思うのです。

レジの購入費用を、国が負担するということですが、特に零細企業などの事業者も含めた形での県としてのサポートについて、もう一度お聞かせいただきたい。

○前野産業振興総合センター所長 先ほど申しましたように、軽減税率に対する補助金として、複数税率対応のレジの導入については国の補助制度があります。そのことについて、県として、先ほど申しました形で周知を図ってきたところですが、また、関係団体等々を通じて、周知等を図ってきたところですが、

レジの導入に関する補助制度に関しては、今月中に契約したところについて4分の3の補助があります。

○佐藤委員 結局それは国の支援であって、県の支援ではないと思います。キャッシュレス対応についても、国の補助だと3万円以下のレジについては4分の3を補助するとありますが、消費税だけではなくて、この後ろにインボイス制度が控えていて、これからどんどん厳しくなっていくと思います。それに備える形でもPOSレジ、カード決済を導入していくことも必要だと思うのですが、プラスアルファの補助は考えられないのでしょうか。

○前野産業振興総合センター所長 周知を図っていく中で、県としては、佐藤委員もおっしゃっていただきましたような形でのキャッシュレス決済の導入については促進を図っているところですが、また、国ではキャッシュレス決済を40%にするという目標も掲げられています。キャッシュレス決済については、インバウンド対策、支払い作業の効率化による生産性の向上に資することから、導入を促進していきたいと考えています。

なお、国のキャッシュレス・消費者還元事業ですが、来年6月30日までが実施期間で、中小事業者が店舗にキャッシュレス決済端末を導入するときの費用を、国と決済事業者が全額負担する仕組みとなっており、決済手数料についても国から補助が出る仕組みになっています。また、消費者へのポイント還元もあります。こちらについては店舗からの申請受け付けは現在でも可能となっています。

○佐藤委員 基本的には国の助成であって、県の補助的なところは講習会であるとか、周知などだと思うのです。しかし、産業基盤が非常に脆弱だという話はさせていただきましたけれども、ここが崩れると県税の収入が非常に落ち込む可能性があります。

一番危惧しているのが、後ろに控えているインボイス制度が適用になるということで、

この適格請求書等保存方式での決算ということになってくると、中小・零細企業は正直な話、大分ダメージを受けて、経営が成り立たないところも多数出てくると思います。特に奈良県の場合、はっきり言って大企業はなく、中小・零細企業、超零細企業、事業主レベルです。そしてそれが、高齢化による後継者問題につながり、どんどん産業基盤が弱くなっていきます。強くなっていく要素も確かにあるのですが、弱くなる要素が羅列されている形になります。これから来年度の予算編成が行われていくと思うのですけれども、ぜひ産業振興、そして雇用促進をしていくという観点から、奈良県として何ができるのかといったところを見ていただいて対応していただきたいと思います。

○荻田委員長 答弁は要りませんか。

○佐藤委員 やっていないということはわかったので答弁は結構です。

県債を起債するときに、南都銀行が多いと思うのですけれども、借りるときの利率は、国からの補助金などは指定されていると思うのですけれども、民間から借りるときに関しては利率の高い安いがあると思うのですが、どのような選定方式になっているのか確認をさせていただきます。

○川上財政課長 県債の借り入れについてですが、基本は各金融機関のほうから提案のあった利率等を基本ベースに考えております。

直近の民間から借りている分ですと、ことしの5月で、0.14%という利率で、10年間の償還ということで借りております。

○佐藤委員 南都銀行がメインバンクなので、それもわかるのですけれども、奈良県には金融公庫、信用金庫を含めて多数ありますので、ぜひ公平に、そして県民に有利になるように選定をこれからも進めていただきたいと思います。

○川口（正）委員 今回の予算審査特別委員会に、私は意気込んで参加させていただいております。小会派ですが、今回、私ども2名の割り当てをいただいて本当にありがとうございます。しばらくぶりですので、少し能書きも入ると思いますけれども、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

私は人権問題で人生を送ってきた男です。私のスタンスは常に人権と人情と、そのいわば集約としての信頼、そういうプラザをつくりたいということで、ずっと人生を送ってきたつもりです。このことからみ出していたなら、どうぞ遠慮なく私にご批判をいただければありがたいと思います。

そういう意味で、今回も人権の問題を基本としながらお尋ねしたいと思う。あるいは要

望も申し上げたい。ただ、人権の問題は、一つの課題にかかわってもセクションがまたあります。そのため、きょう、私が発言しても、その内容については私のセクションではないということになろうかと思えますけれども、答えられる範囲でお答えいただきたいと思えます。

きのうのニュースで、隣の奈良公園バスターミナルがテレビで放送されておりました。それが主ではないのですけれども、知事になったらいいなど、うらやましい思いで聞いていたわけです。当初の目標を達成していないという批判も含めてではあろうと思えますけれども、奈良公園バスターミナルの利用状況等にかかわっての知事の発言で、大仏さんを見に来るだけなら奈良へ来ても云々という、知事は、それに対して批判が飛んできたということで、発言は取り消しをされたようですが、大仏さんを見に来るだけなら来るなという意味の話をされたようで、訂正をなされたと思えます。

私が申し上げたいのは、水平社博物館についてです。大勢の方に参観をいただいて、今では、20年越しですけれども、34万人もの参観をいただき、人権啓発に役立ったと思えます。先般も高田土木事務所の幹部職員に大勢おいでいただきました。県議会議員にもおいでいただきたいと思えます。県行政の幹部の皆さんも、おいでいただいている人もたくさんいらっしゃると思えますが、おいでいただいた人とおいでいただいている人の人間関係は、厚いか薄いかによって、私もその気でおつき合いをさせていただくということになりますので、親密な関係になるよう、お友達になっていただきたいという意味でまずは提起を申し上げておきたいと思えます。

この水平社博物館は、自主運営なのです。皆さんの中にもカンパをいただいた人がおられると思えますけれども、自主的に建てたわけです。私は知事になれませんが、なれるものならなってみたい。奈良公園バスターミナルに何十億円もかけられたわけです。水平社博物館は10億円をかけたのです。3億円も基本財産を残していますけれども、利息で運用しようと思っていたら、当時は利息がよかったのですけれども、今は利息がお話にならないということです。それでも皆さんのご協力で自主運営をやっているわけです。そういうことも参考にいただきながら、ご理解をよろしくお願い申し上げておきたいと思えます。

まず、人権に関わる法律や条例が、いろいろなご協力できてきました。特に新人権三法ということで、部落差別の問題、障害者差別の問題、ヘイトスピーチに関する差別の問題などの法律です。きょう申し上げたいのは、男女共同参画と言いながら、こども・女性

局長はずっと女性であったのに、先般の、本会議で男性が出てきたので、私はびっくりしました。男女共同参画に関する基本的な意識が、人事の上で欠如しているのではないかというのが私の直観です。今すぐ変えろというわけではありませんけれど、女性管理職の登用についてです。

きょう、女性職員はあまり座っていませんが、国会議員の公認候補者でも、女性を少なくとも3分の1を公認したいという政党も出てきました。女性登用は積極的になされてきたが、現状は一体どうなっているのか。きょうお答えにならなくても、いい機会に教えてもらいたいと思います。

いずれにしても、私がかつて聞かされた言葉ですけれども、ポストは人をつくる。人材不足だといいますが、ポストは人をつくります。少なくとも、民間の企業ではそう簡単にはいきませんが、皆同じようにテストを受けて合格なされた人ばかりです。そんな昔話を今ごろ出すなど、AI時代、IT時代でそんなもの通用するかとおっしゃる人がおられるかもしれませんが、そういう昔の教えというものも、まだ生かされていい内容がたくさんあるのではないかと思いますので、提起しておきたいと思います。

それから、拉致の問題です。本会議で、拉致被害者は奈良県で3名と聞きました。私は拉致の問題にも強く関心を持ってきたわけですが、奈良県で3名の拉致被害者がいるという事は、インターネットで公開をされていたようですが、あまり知らないのです。話題になっておりましたので、これも参考に聞かせてもらいたい。

今回は特に議会においても民間交流という意味で、日本・ベトナム友好奈良県議会議員連盟は、今井委員が提案されて、たくさん参加されましたし、今度はスイス議員連盟ができるなど、ベトナム、スイス、ブラジルといろいろあります。大いに民間交流はやるべきだと思います。拉致の問題にかかわっても議員連盟はできておりますけれども、いろいろ問題があります。国と国との矛盾の問題は民間交流で解決の条件をつくっていくべきだろうと思っているので、若干思いを述べておきたいと思います。

それから、私は一昨日の建設委員会で問題を出しました。現在、働き方改革がいろいろと話題になっています。国会で法律も通ったようではありますが、私は総論に賛成ですが、各論にかかわっては非常に渋い思いを持っているわけです。

というのは、大きな企業の人事はうまく動かしますが、小さい企業はなかなか人を動かさない。そのような人手不足に加えて、裁量性の問題など、いろいろとあります。そのように働き方改革というのは一挙にできそうにないのが現実ではないかと思います。総論に

賛成ですから、そのような動きでいかなければならないのですが、小規模の場合はそうはいかない。その小規模の事業に対する支援策がどうあるべきかを真剣に考えるべきだと思います。

きょう午前中は産業・雇用振興部も審査に入っていますので、あえて要望も含めて申し上げるわけですが、働き方改革は産業・雇用振興部だけの問題ではありません。

というのは、奈良県が社員・シャイン職場をつくろうという取り組みを推進しているのはいいことだと思うのです。それは自力、自立といった励みであって、なかなか今の働き方改革と呼応するような内容ではないけれども、一面、大事な側面として評価したい。特に、このセクションではありませんけれども、建設の関係でランクアップ等の評定に奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業に登録している者に評定点をプラスしようということも聞いたことがあります。社員・シャイン職場づくり推進事業をご存じない人があまりにも多いですが、皆さん、社員・シャイン職場づくり推進事業という県の施策をご存じですか。

担当課の課長は水谷雇用政策課長で、水谷課長は頑張っているけれども、これを皆さんは知りません。現職課長の責任だとは言わないけれども、あえて言うのは、せっかくなつくった社員・シャイン職場づくり推進事業を皆さんはご存じなのか、私の口から啓発を申し上げておきたい。村井副知事、一度アンケートをとってください。ご存じないのではないかと思いますので提起をしておきます。

それから、私どもの運動の基本は水平社です。人の世に熱あれ、人間に光あれ、人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向かって突進しようというのが願いの基本です。SDGsのバッジを県職員でつけている人はいないが、SDGsは皆が知っています。奈良県がSDGsに関係ないのかどうなのか。政府は、内閣総理大臣を中心として、モニタリング、フォローアップなどを行い、2030アジェンダが進められておりますけれども、奈良県の取り組みはどうなっているのか。国連が提唱し、政府が国を挙げて推進しようということで、バッジまでつくっている。いろいろな企業や福祉団体なども含めて、どのセクションも、みんなで取り組み、誰ひとりとして取り残されない世の中をつくろうという提案です。これほど崇高な人権展開はないと私は思っているわけですが、そのことについて尋ねておきたいと思います。

危機管理監に聞きますが、いつどこでどのような災害が生じるかわからないので、私は心配で、皆さんのいろいろな発言は大事なことだと思う。私も6月議会で御所市の砂防指

定地について申し上げた。砂防指定地という、ここはさわってはいけない、さわりに気をつけなさいということも含めて、危険箇所としての指定ですが、その砂防指定地が、無許可で開発をされているということを提起しました。このような危険な状況がつけられたことに対して、危機管理監として、これは私の担当ではありません、土木関係の県土マネジメント部の担当だとおっしゃるのかどうなのか。

危機管理監はいろいろな意味の危機、命の問題を基本としながら、いろいろなセクションに、これは大変だということの発信、交流をなさったのかどうか。要は危機管理監としてこのような展開に対してかかわり合いがないのかどうかを尋ねておきたい。

ひとまず、この辺で置きます。

○乾人事課長 女性の管理職登用についてお答えいたします。

県では、平成28年3月に、女性職員の活躍の推進及び次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画」を策定しました。その中で、女性管理職比率などの目標を設定し、目標値として、令和3年4月に課長級以上で10%、課長補佐級以上で15%が女性職員となるように目標を掲げております。

実績を申し上げますと、平成31年4月では、策定前の平成27年4月に比べて、課長級以上で1.9ポイント、課長補佐級以上で2.6ポイント上昇し、課長級以上の目標が10%に対して8.7%、課長補佐級以上の目標が15%に対して13.5%となっております。

この行動計画では、目標年次における数値目標の達成に向けて2本柱で進めているところです。1点目が制度や職場環境の整備で、2点目が職員の意識及び組織風土の改革です。

概要を説明させていただきますと、1点目の制度や職場環境の整備の取り組みについては、フレックスタイム制度の導入やテレワークの推進などにより、多様な働き方の選択肢を広げるとともに、育児休業を取得する職員の代替として任期付職員を採用するなど、育児休暇を取得しやすい環境づくりを図っています。

2点目の職員の意識及び組織風土の改革の分野としては、女性職員のキャリア形成研修や男女いずれをも対象とした子育て支援研修、所属長向けのマネジメント研修など、女性職員の活躍を支え、推進するきめ細やかな研修を実施しております。また、男性職員に向けて育児の参画を推進するリーフレットを配布するなど、男女ともに働きながら子育てをしやすい風土の醸成を図っています。

これらの取り組みを行うことで、女性管理職比率など、計画に掲げた数値目標を達成す

るとともに、男女ともに働きやすい県庁を目指していきたいと考えているところです。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 私からは、SDGsの取り組みについてご説明いたします。

川口委員お述べのとおり、2015年の国連で、誰一人取り残さないことをスローガンとして、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。これをSDGsと呼んでおり、その中に、貧困、飢餓、保健、教育など、17の目標を掲げ、さらにその下に169のターゲットが定められております。また、国においては、内閣総理大臣をトップにSDGs推進本部を立ち上げ、SDGsの実施指針を決定しているところです。

このSDGsの実施指針を見ると、本県の取り組みと重なる部分が非常に多いと考えております。その理念、精神は県政に通じるものが非常に多く、例えばSDGsで掲げております保健という目標は、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するということですが、これは本県が掲げております主要な政策の一つ、健康寿命日本一を達成するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくりを進めますという本県の政策目標に通じているものと考えております。

またほかにも、教育、都市、住み続けられるまちづくりといった目標をSDGsでは掲げておりますけれども、ほとんどのところが本県の取り組みと重なるところが多いと感じております。

先ほど申し上げた実施指針の中には、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励すると記載されております。本県においては重なる取り組みが多いとは思っておりますけれども、SDGsの理念や精神について、庁内でしっかり理解して共有できるよう、今後も周知、働きかけをしていきたいと考えております。

○山田地域産業課長 SDGsに関して産業・雇用振興部の取り組みについてご答弁申し上げます。

当部においては、このSDGsの、誰一人取り残さないという理念は、人権問題と一体であると認識しております。従前から、企業主に対して行っております企業主人権・同和問題研修会での人権問題に関する講演や、企業内人権センターにおいて人権啓発や相談を実施しているところです。

今後もこのSDGsの理念を踏まえて、当部の取り組みの手法を検討していきたいと考えております。

○杉中危機管理監 私に対しては、砂防指定地での無許可の不法開発について、危機管理監としてどのように認識しているのかというお尋ねです。

県民の安全・安心を守るという務めは、県の役割として最も重要なものの一つであると認識をしております。私としては、それを肝に銘じて職務を遂行していくことが自分の務めであると思っております。

その中で、ご質問の砂防指定地での違反行為は、大きな災害を引き起こす可能性があるものと考えており、決して許されるものではないと認識をしております。周辺住民の皆様の不安の解消が非常に急がれるところであり、防災を担当しております私を含め、関係部局が連携して、責任を持って対応していく必要があると考えております。現時点では、防災の観点から関係部局に事情を聞いているところですが、今後も連携を密にして状況を確認するとともに、対応を促していきたいと考えております。

○辻国際課長 拉致問題についての質問にお答えいたします。

先日の一般質問でも知事が申し上げたところですが、本県では、これまで国と連携を図りつつ、拉致問題に関する県民の関心と認識を深めるため、県民向けの広報啓発活動を中心に取り組んできました。

具体的に申し上げますと、県のホームページにおいて、拉致問題の概要や本県の取り組みを紹介するとともに、毎年12月10日から16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、県庁屋上や図書情報館などでパネル展示、啓発ビデオの上映、啓発ポスターの掲出をするほか、県民だより奈良による啓発も行っております。また、例年同様、ことしも10月に人権啓発の全県的なイベントである、なら・ヒューマンフェスティバルにおいてパネル展示などを実施する予定です。

なお、国では、毎年、府県等との共催により、地方において、拉致問題を考える国民の集いを実施されております。本会議での一般質問でも知事が申し上げましたが、今年度は本県において実施したい旨の打診が内閣官房拉致問題対策本部事務局からありましたので、現在、年度内開催に向けて日程等を調整しているところです。

今後も拉致問題の解決に向け、これらの啓発活動等を実施していきたいと考えております。

○水谷雇用政策課長 働き方改革ですが、川口委員お述べのとおり、大きな企業についてはそれなりに自分のところで体制もとられておりますので大丈夫かと思っておりますけれども、県内企業は、中小企業・小規模事業所が多いですので、県としては、それぞれの企業を

個々に支援することと、まずは経営者、トップの方に働き方改革を進めていただかなければいけないということでワークショップを開催したり、個別事業所に専門家を派遣して働き方改革を進めていくといった事業を行っているところです。

それから、社員・シャイン職場づくり推進事業については、川口委員お述べのとおり、昨年度から、働き方改革等を進めるためにジャーナルをつくり、社員・シャイン職場づくり推進企業として表彰させていただいた企業を優良事例として掲載するなど普及に努めているところです。

今後ますます知っていただけるように考えていきたいと考えております。

○川口（正）委員 議論は何時間あっても進めたいという気持ちを持ちますが、今、私が質問したことについて、皆さんは進めていますとおっしゃったけれども、その姿が、県民に見えなければだめなのです。やっていますということだけではお話にならないのです。これ以上追及したら嫌われるから、私もあまり嫌われたくないから、いいかげんにとめますが、目標値を持ったとしても未達であり、女性の人事にかかわって数字が出ましたが、ほかの人たちは数字のことも絶対に出ないのです。数字が出たのはSDGsのアジェンダの問題ですが、この内容にしても、17の目標と169のターゲットがありますが、17の目標を日本流に8つにまとめているわけです。その内容は、受け売りになるけれども、1つ目は、人間、あるいは人民という意味のピープル、2つ目は、市場のいろいろな繁栄など、持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備といった繁栄、3つ目は、環境問題、エネルギーの問題、気候等にかかわる地球にまつわる内容。それから平和、ピース。もう一つは、パートナーシップで、大きくは5つです。日本流の行政のジャンルということになれば8つになるのだと思いますが、大きく総括的にグローバル・パートナーシップという形で推進することになっている。

しかし、国連や政府が提唱しているこれらの内容にかかわって、どの部署が、リンク、連動するのだという形での呼びかけを県として行ったのか。そのような具体的な、数値をつくり上げるための把握、あるいは推進の手だてを協議したことがあるのかということをおし上げておきたい。

いずれにしろ、推進していますというだけではだめです。そういうことできょうはとどめておきます。

もう一点、最後に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、いわゆる人権三法ができました。障害者、ヘイト、部落差別、これらの問題にかかわって、か

つては人権、同和対策協議会、今は人権施策協議会となっていますが、同和だけが差別課題ではないのだから、いろいろな意味での人権施策を広めるということが必要となり、その体制、協議の場、あるいは推進の機構というものをお考えいただきたいということだけ提起をしておきます。

今、今井委員がいらっしゃるわけですが、人権にかかわったらいつも日本共産党は、これを外しなさいと修正意見を出されるわけです。ヒューマンフェスティバルのどこが悪いのか、一遍、日本共産党の議員方々を、このような施策の事業に招待して見てもらってください。どこが悪いのですか、教えてくださいと思います。人権にかかわることと捉えれば、何でもかんでも反対というのはおかしいのではないかと。この委員会は議員の討論の場ではないので、この発言はいかがかと思いますが、今井委員、反論があったらどうぞ言っていただければいいと思います。今井委員は、よくわかっている。この間も水平社博物館においでいただいた。水平社博物館は川口が中心でやったから、川口の写真を張って宣伝でもしているのではないかと曲解をしている人がたくさんいるわけです。私の名前はありますが、写真は小さいものを1つ張ってあるだけです。2022年は水平社創立100周年ですから、リニューアルをしようと思っていますので、ぜひ皆さん、水平社博物館においでいただければと思います。こういう面で広げなさいといった皆さんの提案も聞かせてもらって、いい博物館にしたいと思っています。あまりいい博物館をつくれというのはお金がかかりますので、皆さんにカンパを求めるかもしれませんけれども、今のところそのつもりはありませんので、ご心配なくご提案をいただきたいと思います。終わります。

○今井委員 川口委員の後は質問しにくいですが、頑張って質問していきたいと思います。

多岐にわたりますので、できるだけを簡潔に質問をさせていただきます。

1つは、10月から消費税が10%に上がることによる県の歳入の見込み。また、県の支出に関して、物品購入など諸事業に関する消費税が上がることとなりますので、その見込み。さらに、その対策に関しても予算をつけておりますので、その見通しがどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、財政課にお尋ねしますが、知事部局と、教育委員会の予算のつけ方は、どのようにしているのかをお伺いします。

本会議の山本議員の質問に、高取城の問題がありましたが、それに対して知事が、これまで教育委員会だったからなかなかうまく整備が進まなかったが、今度は知事部局になるからどんどん進んでいくのだといった発言をされておりましたけれども、知事部局になれば

ばなぜ整備が進むのかを知りたいと思っております。

教育委員会の予算をつける場合に、教育委員会が、このような予算をつけてほしいと要望したものを知事部局が予算化するのか、それとも、教育委員会からこういうことをしてほしいと上げて予算がつかないのか、大枠がこの範囲でということが決められていて、要望も上げられないような状況になっているのか、予算の決め方は、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

次に障害者雇用に関してです。昨年度、水増しの問題が発覚した障害者の雇用について、知事部局では改善をされているのか伺いたいと思います。

また、これまでも身体障害者を対象とした選考試験が行われてきましたが、令和元年度から、知的障害者及び精神障害者も対象に加えて、障害者を対象とした選考試験が実施されます。また、受験資格においても、これまでは自力により通勤ができ、介護者なしに勤務の遂行が可能な人、奈良県内に居住している人という要件がありましたけれども、令和元年からはこうした要件も撤廃されることになりました。そのため、ことしの秋から試験が行われるわけですが、介助があれば通勤可能な人が合格される可能性はあるわけですが、県はそうした場合にどのように受け入れを考えているのかお尋ねしたいと思います。

れいわ新選組の国会議員が、介護を受けて国会議員としての活動をするということが国会の中で行われているわけですが、そのような障害者が就労するに当たって、どのような対策を今後していくのか伺いたいと思います。

次に、大きな話ですが、核兵器の廃絶について、来年、2020年にはNPT再検討会議が行われます。核兵器廃絶の世界大会も今度はニューヨークで行われるということです。奈良県においては、全ての自治体が平和首長会議に参加し、非核平和都市宣言も行っており、また、県議会でも核兵器廃絶を求める決議が採択されるなど、奈良県は、全国の中でも早くからこのような取り組みがなされている県です。2017年には国連で核兵器禁止条約が採択され、世界50カ国が批准すれば、その90日後に発効するという一方で、現在25カ国が批准しており、この手の問題にしては非常に早く批准が進んでいると聞いていますが、このことについて、県の取り組みや、対策として考えていることがあれば、お伺いしたいと思います。

女性管理職については、川口委員からお話がありましたので、私は意見だけ申し上げますが、ひな壇にどれぐらい女性が座っているかというのは、その県の民主化のバロメータ

一にもなると思っております。その点については、今後一層促進をしていただくことを要望しておきます。

それから、自衛官の募集の問題について質問したいと思います。

自衛隊法に基づき、県内の自治体では、県内14自治体が自衛隊に18歳と22歳の若者の住所、氏名、年齢、性別、この4情報の記載された名簿の提供を行っているということを以前に伺っておりますけれども、本人や、保護者の同意がない状態でこのような個人情報の提供が行われているというのは非常に問題があるのではないかと思っております。県は7月3日に自衛隊奈良地方協力本部において、県の防災統括室主催で、市町村を集めての担当者の会議が開かれております。住民基本台帳の管理は地方自治体の権限に基づくものだと思っており、県が自治体に要請するような問題ではないと考えますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

また、いつごろからどれぐらいの名簿が提出されているのか、また、ほかのところは閲覧にしているということですが、そのあたりもわかりましたらお尋ねしたいと思います。

○箕輪税務課長 私からは、来月10月1日からの消費税率引き上げに伴う県の歳入見込み、そして、その対策に関してお答えいたします。

我が国においても、少子高齢化の進展を背景として、社会保障給付費については、平成2年度に約47兆円であったものが約30年後の平成30年度予算ベースでは約121兆円と、2.5倍程度にも膨らんでいます。社会保障の財源として、消費税は働く世代など、特定の者に負担が集中することなく、景気の影響が少ない安定した財源調達手段としてふさわしいものと理解しているところです。我が国の社会保障制度を将来にわたって健全に維持していくために消費税率を引き上げることとなります。

このたびの消費税率の引き上げに伴う県の歳入についてですが、全体の税率は8%から10%になりますが、そのうちの地方分は1.7%から2.2%への増であり、0.5%相当分の増となります。消費税率引き上げに伴う地方消費税の税収増ですが、申告期限の問題もあり、平年度化されるのが令和4年と見込まれておりますが、その場合、県の収入は約100億円の増収と見込んでいるところです。

次に、消費税率引き上げに対する対策です。国においては、本年度の政府予算で低所得者層に配慮した軽減税率制度や、幼児教育無償化などの措置に加えて、社会生活、ひいては経済に影響をできるだけ及ぼさないように、総額2兆円を超える臨時・特別の予算措置

や税制による対策などが盛り込まれているところです。

県全体の話ですが、県の本年度予算においても、市町村が行う地域の消費喚起につながる取り組みやインバウンド誘客促進などに対して7億円を計上しております。消費税率引き上げに伴う地域消費の落ち込みがないよう対策を講じております。特に、先ほど申し上げた中でも、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金については、一過性のものとすることなく、継続的にストック効果が残る審査基準とするなど、中長期的な地域の経済活性化につなげていきたいと考えているところです。

加えて、消費税率引き上げにあわせて、先ほど申し上げた軽減税率制度が導入されますが、制度が定着するためには、消費税及び地方消費税の納税者である事業者の皆様のご理解が必須であると感じております。適正な申告、納税に結びつけていただくためにも事業者などに対する周知はこれからも必要だと感じております。制度の円滑な導入及び運用に資するために、税務署等、国とも連携を図りながらこれからも実施していきたいと思っています。制度の導入に当たり、皆様にも混乱が生じないように周知等を図っていきたいと考えております。

○川上財政課長 教育委員会の予算編成についてのご質問にお答えいたします。

そもそも教育委員会には、予算の編成や、予算案について議会に提出をするという権限はありません。教育委員会に関する予算案も含めて、知事が作成をした上で議会に提出をするという法令上の規定になっております。

予算編成、予算要求に当たっては、教育委員会と知事部局は基本は同じで、公平な取り扱いをさせていただいております。各部局から、財政当局に要求をいただいて査定をさせていただくわけですけれども、どこの部局という観点よりも、事業にしっかり着目した上で、事業の必要性や効果、経費の妥当性、財源面など、経費の区分や性格によって異なりますが、さまざまな検討を行っているという状況です。

知事が本会議で述べられたことについて、その真意を確認することはなかなかなのですが、もともと教育委員会の法律に基づいて、教育委員会の権限が決められており、その中に、文化財の保護に関することがあり、その関係もあって文化財保存課は教育委員会にあったのですが、この度、法律の改正があり、議会でお認めいただいて、知事部局で担当させていただくということになっております。今まで教育委員会の職務権限だったものを知事部局に移したということもあって、知事みずから高取城の整備についても積極的に頑張っていくのだという意気込みを恐らく述べられたのではないかと、私自身としては、

今井委員のお話を聞く中で推察をいたしました。

○乾人事課長 障害者雇用の関係について、主に2点、答弁をいたします。

まず、知事部局の障害者雇用の状況と、今年度から人事委員会の試験が緩和されたというところで、受入体制についてのご質問だったかと思えます。

まず、1点目の障害者雇用の状況についてご説明いたします。

令和元年6月1日時点における知事部局の状況です。便宜的に知事部局といいましたが、正確には水道局、監査委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会を含めて国に報告をしている関係上、これらを知事部局と整理をしてご報告いたします。

今年6月1日の障害者雇用率は2.59%でした。昨年度は2.80%で、今井委員は、水増しという言葉が使われましたが、水増しというよりも、一部ガイドラインにのっとった算定の仕方ではなかったのが修正を行い、修正後に国に報告した数字です。昨年度が2.80%でしたので、昨年と比べて、0.21ポイント減少しました。しかし、法定雇用率の2.5%は、昨年同様、本年度も満たしている状況です。

障害者雇用率が下がった要因としては、今年度の調査から、これまで対象としていなかった日々雇用職員についても調査の対象となり、調査対象者の分母が増加したことにより、結果的に下がったものですが、障害者の実雇用数については、昨年度は62人だったものが68人となり、実人員数では6人増加しております。

法定雇用率は満たしている状況ですけれども、県としては障害者雇用の促進が必要と考えております。今年度、人事委員会において、障害者を対象した職員選考試験が予定されており、受験対象者をこれまでの身体障害者に加え、知的及び精神の障害をお持ちの方にも拡大をされたところです。また、令和2年度から制度運用が予定されている会計年度任用職員の採用についても障害者枠を設けられないかなど、検討をしていきたいと考えております。

今後も障害のある人が一人でも多く就労し、働き続けるための一助となるよう、県としても障害のある人が働きやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

それと関連して、介護者があれば就労ができるという方が合格された場合の県の受入体制についてのご質問がありました。

人事委員会では、今ちょうど募集をされておりますけれども、今年度、実施する障害者を対象とする奈良県職員採用選考試験において、今井委員お述べのように、受験資格から、自力で通勤ができ、介護者なしに勤務の遂行が可能な人、奈良県内に居住している人との

要件が撤廃されたところです。これに伴い、合格者の中には勤務に介護者が必要となるケースが考えられ、採用する際に、受入体制も含めて検討する必要性が今後出てくると考えております。

まず、検討するに当たり、全ての合格者に仕事に対する適性や意欲等を確認する意向聴取を人事課で設けております。その中で具体的に必要となる配慮の内容を把握するとともに、これまで県で知的障害をお持ちの方を嘱託職員として採用していたノウハウや、他府県での先行事例、雇用事例も踏まえて、受入体制を個別に検討していくことになろうと考えております。

繰り返しになりますけれども、障害のある人が働きやすい環境づくりなど、障害者雇用の促進に努めていきたいと考えているところです。

○辻国際課長 核兵器廃絶についてのご質問にお答えいたします。

これまでの議会でも知事が申し上げているとおり、核兵器の廃絶の実現に向けて、国際社会の中で我が国がどのような役割を果たしていくのかは、外交と防衛の分野での話ではありますが、県が平和のためにできることについて申し上げますと、地方政府同士の交流などの取り組みであり、地方政府同士の交流も平和につながる大変有意義なものと考えております。本県では、東アジア地方政府会合などの地方政府レベルの交流を積極的に進めております。このような本県が行っている東アジアとの交流は、各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築につながるものと確信しております。

今後も歴史的につながりの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、恒久的な平和を求める機運の醸成に努めていきたいと考えております。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 私へは、県内市町村が自衛隊に対象者名簿の提供を行っているというご質問でした。

自衛隊法第97条では、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とあり、また、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とあることから、これらの規定に基づき、自衛隊の要請に対し各市町村が判断して情報を提供しているものです。

なお、いつごろからということに関しては、県では承知をしておりません。また、提供

の方法ですが、紙媒体による提供または名簿の閲覧という形であると聞いております。

○今井委員 まず、消費税の問題ですけれども、消費税を社会福祉の財源に充てるということについては、一番所得の低い人ほど税の負担が重いのが消費税ですので、社会福祉の財源としては一番ふさわしくないものではないかと思っております。

そして、今、アメリカでは、富裕層の人たちが、もっと富裕層から税金を取れとアピールをしていると言われており、格差と貧困がどんどん拡大している中で、日本でも高額所得層のため込み金が非常にふえており、あるところからきちんと税金を集めて、全ての人々が安心して暮らせるようにするというのが税金の大切な仕事ではないかと思っているわけです。

最近ではテレビを見ても、ポイント還元のアピールがすごく、どれがお得なのかなど、いろいろなことを盛んに取り上げております。先ほど、前野産業総合振興センター所長が言われましたが、結局、来年の6月までの話ですけれども、6月までのポイント還元のために、今、そのレジを導入しよう等、いろいろ言われております。

ある業者の方に話を聞きますと、それをすると、今までは現金で収入が入ってきたのが、会社に6%の手数料を払わなくてはいけなくなるので、収益面で非常に大きな痛手になると言われておりました。

これについて論争してもなかなか一致できるところではありませんので、非常に問題が多く、周知もまだまだ不徹底で、10月1日から大混乱が起きるため、これは取りやめよという世論も大きくなっていることを申し上げておきたいと思っております。

次に、教育委員会関係の予算については、どのようにということはわかりました。

私は奈良高等学校の耐震化が、なぜおくれたのかということが一番の関心事になっておりますので、それはまた別の場所で聞かせていただきたいと思いますと思っております。

次に、障害者雇用については、ことしはきちんとしたカウントで、雇用されたということで、引き続いてこのようなことを続けていただきたいと思います。ことしから奈良県では、介護者がいても就労できるということで、そのような方が採用される可能性が出てきたときには個別に検討をしていただき、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例もできておりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次に、核兵器廃絶についてですけれども、核兵器の廃絶は大変大事な問題です。東アジア地方政府会合に参加している地方政府でも、まだ平和首長会議に参加していないところもたくさんあると思っておりますので、機会があれば、そのような呼びかけもしていただければ

いいと思いますが、その点でご意見があればお願いしたいと思います。

次に、自衛隊の問題ですが、名簿の提出は、住民基本台帳からになるとは思いますけれども、住民基本台帳の管理権限はあくまで市町村の権限ではないかと思っています。県を通して市町村にそのようなものを提出するための場を設けてされているわけで、それは県がすることではないのではないかと。全国ではそのような求めがあっても、一切提供していない自治体もあります。

7月25日現在で、日本平和委員会が全ての自治体に呼びかけてアンケートを行ったところ、16都道府県、384の自治体の回答があったのですが、閲覧のみで対応している自治体は63%、提供しているという自治体は33%、閲覧を認めていないという自治体は4%という結果になっており、個人情報、本人の確認を得ないで出すことはできないと自治体が判断すれば、それは別に義務ではないと理解してもよろしいのでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） この問題については、提供の方法も含めて、あくまで市町村が自衛隊の要請により判断されているものと解しております。

○辻国際課長 東アジア地方政府会合の目的は、中国、韓国をはじめ、ASEAN諸国の各地方政府の代表者が地域の実情や課題を報告し合い、共通する課題の解決に向けた議論を行うことにより、互いに学び合い、相互理解を深めることであり、当会合の継続開催により、各地方政府間のマルチなコミュニケーションを活性化させ、東アジアの安定的な発展に貢献できるものと考えております。

会合の開催等を通じ、引き続き各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築につなげていきたいと考えております。

○今井委員 自衛隊については市町村の判断ということで、それはわかりました。

東アジア地方政府会合の関係ですが、先日、ベトナム総領事が奈良県議会に来られたときに、奈良県議会で採択した核兵器廃絶を求める決議を英文化したものをお渡しして、奈良県議会はこのようなところですよという紹介をいたしました。

奈良県も国際文化観光平和県を宣言しておりますので、そういった県であるということをお機会があればぜひ紹介をしていただくよう要望しておきます。

次に、農林部関係の質問ですが、1つは学校給食のパンの安全の問題です。

私は給食の地産地消の問題にずっとこだわっておりますけれども、輸入小麦から除草剤

が検出されたということで、奈良県において、学校給食のパンの小麦はどうなっているのかを調べたところ、収穫前に除草剤が大量に散布されているカナダやアメリカから輸入した小麦については、全国には禁止されているところがありますが、県産の小麦は10%、カナダ産は50%以上、残りがアメリカ産の小麦で、それらをブレンドして奈良県の給食に使用していることがわかりました。除草剤ラウンドアップの成分であるグリホサートは、発がん性や自閉症などの発達障害の病気を引き起こす原因となるなどの報告がなされております。農民運動全国連合会の食品分析センターの調査では、日常食べている市販のパンなどについても、たくさんの種類からこの除草剤の成分が検出されましたが、国産小麦からは一切検出されておりません。奈良県の学校給食は、現在お米は全て県産で賄っておりますが、パンも全て県産の小麦で賄えないかを学校給食会に問い合わせたところ、338トンの小麦があれば学校給食の小麦を全て県産にできると伺いました。

先日、農福連携の勉強会をさせていただきましたが、障害者の方の作業所などでもよくパンをつくったり、クッキーを焼いたりということがあります。私は奈良県で、農福連携事業等で安全な小麦をつくるといった取り組みができないかと考えておりますが、その点でご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、奈良の木ブランド課にお伺いしたいと思います。

奈良高等学校の木質ドーム型の体育館の問題で、全員が入れないなど、現在いろいろな意見がたくさん出ておりますが、これまでどこかで使用された実績があるのか、また、どれぐらいの木材を使っていて、それは調達が可能なのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

次に、鳥獣害が各地で起こっており、農業者の意欲を失わせておりますが、犬が猿を追い払うモンキードッグというものが効果があると注目をされております。一定の訓練をした犬が猿を追い払うという仕組みですけれども、奈良県では宇陀市や十津川村で実践されていると聞いておりますが、モンキードッグになる訓練に費用がかかるということも聞いております。奈良県としても、このような効果のあるものをもう少し具体化できないかと考えているわけです。その点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 学校給食パン用の小麦と、モンキードッグの導入についてお答えいたします。

まず、学校給食パン用の小麦ですけれども、338トンが必要で、県産小麦の10アール当たりの収量は213キログラムであり、全部で159ヘクタールぐらいの作付面積が

必要で、現在、小麦の作付というのは110ヘクタールを行き来しているということですので、奈良県産の小麦全部を学校給食に使ったとしても大体49ヘクタールの面積拡大が必要となります。

そのほかにも課題があり、1つは品種の問題です。現在、県産小麦の品種は、ふくはるかというものを使っておりますが、これはパン専用の品種ではなく、ふくはるか100%では膨らまず、パンをつくるのが非常に難しいということになります。また、小麦生産については、どちらかといえば水田の利活用のために米や大豆などの裏作として、主に大規模水稻生産者や集落営農組織が作付しており、小麦を生産する方は経営がなかなかでない状況であり、安定生産には、団地化した排水のよいほ場が必要です。

そのようなことから、県としても、学校給食用のパンに県産小麦の利用拡大をすることは、食育の観点からも非常に重要だと思っております。品種については、現在、農業研究開発センターにおいて、本県の気象条件に適したパン用の品種の選定及び品種の決定に向けた現地実証などを推進しているところです。

また、今井委員のおっしゃった農福連携事業を使ってという話ですけれども、このような条件もある中で、福祉団体をはじめとした小麦生産をしたいという方々に対して、小麦生産に向けた技術指導を行うほか、国の経営所得安定対策などの交付金の利用について支援を行いたいと思っております。

続いて、モンキードッグの導入については、先ほど宇陀市や十津川村が取り入れているというお話がありました。例えば宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会では、猿の出没時の追い払いにモンキードッグを利用しており、18頭を認定し、効果を発揮しています。あわせて、追い払いだけでなく、捕獲した猿に発信器をつけて群れの動向を把握しながら、一斉捕獲による個体数調整を行うことで被害が軽減されていると聞いております。

先ほど訓練にお金がかかるというお話がありましたけれども、宇陀市のモンキードッグについては、講習会の講師を呼ぶ費用は、基本的には国の交付金を活用していると聞いております。県としては、モンキードッグの導入を含め、鳥獣害対策については、地域ぐるみで取り組むことを基本と考えており、これらの市町村の取り組みに対して、先ほど言いました、犬の訓練に対する国の交付金事業の活用や、ICT装置を活用した捕獲おりの貸し出しなど、モンキードッグの育成と猿の捕獲に対する支援を行っていきたいと考えているところです。

○山中奈良の木ブランド課長 今井委員のご質問にお答えいたします。

平成30年度予算で、奈良の木を使用したイベント用施設検討事業の予算をいただき、円形型のドーム及び小型のイベント用の施設等の内容も検討を進めてきました。

それらの検討内容を踏まえて、これから実施する予定ですが、大型のものについては、今のところ実績はありません。現在の発注分は合計で84.46立方メートルが使用される予定になっております。

○**今井委員** ぜひ安全なパンを子どもたちの給食として提供できるように、県としても力を入れていただきたいと思います。

モンキーダッグについては、何が効果があるのかということがなかなか難しい中で、一定効果があると言われておりますので、普及していただけたらいいと思っております。

奈良の木のドームは、実際にはまだイベントで使ったことがなく、奈良高等学校の体育館で初めて使われると理解してよろしいでしょうか。

○**山中奈良の木ブランド課長** こちらで検討しているイベント施設と、今井委員のおっしゃっている仮設体育館の内容については、内部的に今後検討を進めていくというものですので、現在使用実績はありません。

○**今井委員** また関連のところで引き続いて伺いたいと思います。

○**田中委員** 質問通告はしていないのですが、確認を含め、担当の方のご意見を聞きたいと思います。

宇陀市議会で、現在ご議論いただいているところですので、具体的な内容は市にお任せするとして、実は宇陀市立病院の患者データが流出して、どこにいったかわからないという事案が発生しております。名簿が流出したということは大変なことなのですが、誰がとったのか調査のしようもないということになっていると伺いました。

これは医療の問題なので、明日の委員会の内容でもあるのですが、情報システムの問題として、奈良県並びにほかの市町村に対する警鐘の意味でお尋ねしておきたいと思っております。奈良県の情報システムの中では、こういった名簿流出のようなことは、あり得ないことだと思っているのですが、現状ウイルスチェックなど、情報流出がないようにどのように対応していただいているのかお教えいただきたいと思います。

○**鎌仲総務部次長（情報担当、情報システム課長事務取扱）** この事案は、平成30年10月に宇陀市立病院の電子カルテシステムに外部から侵入されて、身の代金型のウイルスに感染して、2日間、電子カルテの使用ができなくなったものです。

その後、確認したところ、感染後に1,113人分の診療録、つまりカルテですが、こ

の一部が暗号化されて、参照できない状態になったということです。その後、データは復旧し、今のところは診療録は正常に戻ったと聞いております。福祉医療部と情報システム課で約1年間、調査員を同行して宇陀市に入り、現状調査及び分析を行い、現在、問題解決に至っているところです。先日の宇陀市議会で現状報告と今後の対策について答弁されたと聞いております。

県における事故状況ですが、過去にメールの誤送信等でメールアドレスが流出するという事故が2、3件ありましたが、直接個人の情報が流れたということは近年は発生しておりません。それから、市町村に対するセキュリティーの指導ですが、総務省から地方公共団体における情報セキュリティガイドラインが出されており、これに従って、県及び市町村が、各団体ごとにセキュリティポリシーを定めて実施しているところです。県では、セキュリティポリシーをつくっても更新されていないところ、政策が遅いところに支援をして、市町村のポリシー策定に協力しているところです。

○田中委員 病院のデータというのは、おそらく保険関係で県とのつながりもあるでしょうし、ウイルスには2年、3年たってから感染するものもあるようですので、非常に危険なものだと理解しなければいけないと思います。

宇陀市との関係でご説明をいただいたのですが、奈良県として絶対間違いないと胸をたたくシステムについてご説明いただきたいと思っております。

○鎌仲総務部次長（情報担当、情報システム課長事務取扱） コンピューターウイルスの侵入ですけれども、主にインターネットを介して侵入するケースがほとんどです。県と39市町村は、平成29年度からインターネットの出入り口を一本化して、そこを通らないとインターネットに接続できないようにしております。それを現在、24時間365日、外注で監視をしており、不正な通信があると、その業者から素早く、変な通信があったと連絡が入ります。また明らかにウイルスが入ったというときは、その端末の通信を遮断することで、インターネット経由での侵入を防いでいるところです。

今回の宇陀市立病院の場合、侵入経路は明らかではないのですが、恐らく、委託業者が、インターネットにつながっている端末を持ち込み、本来とは違うやり方でインターネットに接続してしまったということが問題になっております。県及び市町村の行政においては、情報セキュリティクラウドを通じてインターネットに接続しており、万全な対策をしているところです。

○田中委員 現在、病院や保険の資料、データを外国政府が欲しがっているという事実も

あるようですので、極めて重要なデータだと思いますから、ぜひとも奈良県に関しては情報流出などがないように、今後ご尽力をいただきたいと思います。

情報流出に関しては以上です。

次に、農林部にお尋ねをしたいと思います。

これも通告していないのですが、森林環境譲与税については、市町村で自主的ないろいろな活動に使われるということで使い勝手がよさそうですねけれども、県は奈良県森林環境税をいただいております。庭木を見ていてもコケが物すごい生え方ですし、山中においても広葉樹が枯れているのを、あちこちで見受けられるところであり、地球温暖化が進んできているように思えてならないのですねけれども、ナラ枯れ対策と申しますか、環境関係の取り組みは、奈良県森林環境税でどの程度行っているのか。使用目的がその方面にはあまり向いていないため、そちらのほうにはあまりお金を使っていないということであれば、環境の税金をいただいているわけですので、そちらのほうの対策も行っていただきたいという希望を込めてお尋ねしたいと思います。

○内田森林整備課長 ナラ枯れ対策についてお答えいたします。

奈良県森林環境税の用途事業として、平成23年度からナラ枯れ対策について取り組んでおります。一方、田中委員お述べのとおり、今年度より森林環境譲与税が市町村に譲与されることとなっており、昨年度、奈良県森林環境税の第3期における用途をどのように見直すかを検討していた中で、原則的に広域的な県全域での課題については奈良県森林環境税で、市町村域で実施するものについては森林環境譲与税で実施するというすみ分けを行ったところですので。そのような中で、現在、県が実施しているナラ枯れ対策については、森林被害の調査を航空機により実施するというところで、ちょうど本日、ヘリコプターを飛ばしているところです。それから、ナラ枯れ対策協議会を開催して、国、県、関係各課、研究機関、市町村を構成員として協議、情報交換などを実施しております。また森林被害の防除として、先ほど申し上げたとおり、市町村が森林環境譲与税を活用して実施していただくことで進めており、県の令和元年度予算としては、330万円余となっております。

○田中委員 私は非常に山に近いところに住んでおりますので、夜、街灯には、今まで見たこともないような虫が飛んできているという姿もありますし、いろいろな形でナラ枯れ対策をやっていかなければならないという思いがあったものですから、お尋ねをいたしました。

きのう経済労働委員会が開催され、そちらで質問をさせていただいたところですので、

あえて同じことを申し上げませんが、山の頂上部に近いところは、今までドングリなどのなる木がたくさんあったから鳥獣害も少なかったのではないかという論法のご意見もあります。逆に、これからの山の特性を生かした形の林業のあり方ということを考えて、そのようなことも含めてお考えいただく一つの機会になるようにも思いますし、農の品種改良だけでなく、山の樹木の品種改良についても頑張りたいと思っています。

次に、御杖村のみつえ高原牧場の振興策について、随分以前から頑張っていたのですが、なかなか結論が出ません。どのような方向性があるのか、お答えをいただければと思います。

○溝杭畜産課長 みつえ高原牧場の進捗状況ですけれども、6月議会のときにもご質問をいただいたと思います。平成27年度から検討を開始しており、かなりの年数が経過しているということで、この間、生産団地を設置した場合の規模や、観光施設を入れた場合の他府県の状況など、さまざまなことを調査してきました。平成27年度に県内の酪農、肉用牛農家に意向を確認しており、何らかの興味を示された方が複数おられましたけれども、かなり年数がたっているということで、改めて、みつえ高原牧場で何らかの取り組みをしたいと思われている方に面談をしております。具体的な内容としては、そのころと比べて、例えば子牛の単価が非常に上がっており、農家の経営が厳しいということもいろいろお聞きしております。そのような状況も踏まえて、これから次年度予算編成に入っていきますので、具体的な検討を行い、また実際に農家で経営した場合に、どのような課題があるかということ、みつえ高原牧場での取り組みに興味を持っておられる方々とともに検討したいと思っています。

○田中委員 大まかに言って約100ヘクタールほどの用地があるわけですが、現在、実際には50ヘクタールほどしか使っておらず、あとの半分の50ヘクタールが未計画のまま置かれた状態になっています。もう既に20年近く経過しているわけですので、事業計画、構想を立ててやりかけたのなら、積極的に仕上げていくということをしないと、いつまでもたっても、計画していましたが少し難しかったので、また違う計画を考えていますということになります。計画の思案は、何年たっても完璧なものというのはできないと思うのです。しかし、地元の方はやっていただけるのだろうと思って期待もされているところでもありますし、県はいつになったら計画ができ上がって、具体的にやってくれるのかと、いろいろと意見も出ております。少なくとも幾つかのすぐにでもできる計画も示されるなどしていますので、できるだけ取り組みを具体化していただきたいということをお願い申し上げます。

て、私の質問を終わります。

○尾崎委員 予定時間も過ぎておりますので、簡潔に1点だけ、農林部にお伺いしたいと思います。

平成28年に再編された、なら食と農の魅力創造国際大学校、通称NAFICのアグリマネジメント学科は農業の学科とのことですが、本年3月に2期生が卒業されたと聞いております。改めて、育成や就農支援をどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 アグリマネジメント学科では、これまでの農業の生産技術に関する授業に加えて、マーケティングや経営マネジメントなどに関する授業を多く取り入れ、生産から流通、販売に至るまでの幅広い知識と実践力を身につけた人材の育成をしております。具体的には、ICTを活用して、みずからの農業経営計画を策定する実習や、収穫した野菜や花を規格に合わせる荷づくりの実習といった、実践実習を重視した授業を行っております。また、指導農業士や農業法人などに学生を長期派遣して、生産現場や出荷現場での実習も行っております。平成28年の学校再編後、2学年が卒業しておりますけれども、独立して農業を始める方、親元で農業を始める方、農業法人に就職される方など、大半が農業の現場で現在活躍されている状況です。さらに、卒業後の動向を把握し、農林振興事務所と連携しながら農業経営や生産技術に関するアドバイス、指導、情報提供などの支援をフォローアップとして行っているところです。引き続き奈良県農業を支える実践力を身につけた担い手の育成、支援に取り組んでいきたいと考えております。

○尾崎委員 育成の内容については、私は専門家ではないので、コメントは差し控えたいと思いますが、NAFICを県内外にしっかりと認知していただいて、評判を呼んでいくことが必要だと思います。そのためには、NAFICに行けば、就農、一般企業でいう就職、農業の仕事ができるという評判を立てていくことが必要だと思いますので、育成と同じぐらいのエネルギーを、就農支援のほうに注いでいただきたいと思います。県内の農業高等学校は、2、3校あるようですが、どの学校かは言いませんが、非常に淡泊な就農支援、就職支援をしていると聞きました。そのような状況はよくないと思います。学校の評判を上げるには、その学校に行けば仕事につけるということをしっかりとアピールできるような力の入れ方も必要ではないかと思っております。王寺工業高等学校が非常に成功されて、私の友人の会社も王寺工業高等学校の卒業生を欲しいのだが、もう1人も送ってくれなくなったと言っておられますが、それぐらいの状況をつくっていかねばならないと思います。そのことについてどのように思うか、お答えください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 就農もしくは就職の支援についても、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○尾崎委員 フードクリエイティブ学科とあわせて行列のできる大学校を目指して頑張っていたきたいと思います。

○佐藤委員 トップバッターで言い忘れたことがありました。

○荻田委員長 簡潔にお願いします。

○佐藤委員 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、いわゆる自転車条例が制定されるわけですが、先日の厚生委員会でも確認させていただいたのですが、県所有の自転車は6台あるが、保険に入っていないという話もありましたので、総務部で把握されている県所有の自転車数と、保険の加入、未加入について確認させてください。

○門間安全・安心まちづくり推進課長 令和元年6月に、各所属における公用自転車の所有台数を調査したところ、全庁で111台ありました。現在の保険の加入状況ですが、一部の所属では既に施設賠償保険に加入しており、自転車の事故についても保険の対象となっているところもありましたけれども、ほとんどの所属においては、現時点では自転車損害賠償責任保険には加入していない状況です。県としては、保険加入の義務化の施行日である令和2年4月1日には、県が所有している全ての自転車について、自転車損害賠償責任保険に加入できているようにしたいと考えております。具体的には、条例施行後に各所属における自転車の利用状況や整備状況などを勘案しながら、各所属において必要な台数を精査の上、必要な台数については自転車損害賠償責任保険に加入したいと思っております。なお、これに伴い必要となる保険料の予算措置については、来年度の当初予算においてお願いしたいと考えているところです。

○佐藤委員 次に、五條市内の工業団地の入居率を教えてください。

○今仲企業立地推進課長 五條市内には複数の工業団地がありますが、現在空きがあるのは、民間事業者が開発した南大和テクノタウンの2区画のみと聞いております。

○佐藤委員 次に、県有施設の耐震化の予算に、消防学校がありますが、これは応急処置ということで、一刻も早い移転が望まれます。この件は広域防災拠点と絡んでくるので、総括審査で質問したいと思います。

○大国副委員長 2点について質問をいたします。

1点目は食品ロスの関係です。先ほどもお話がありましたSDGsのもとで取り組んでおりますが、県議会においては、平成28年9月定例会で質問をさせていただき、そして、

食品ロス削減推進法が令和元年5月24日に国会で成立し、いよいよ10月1日の施行となりました。そこで、10月が食品ロス削減月間、10月30日が食品ロス削減の日となっておりますけれども、この月間の取り組みについてお尋ねしたいと思います。また、事業系の食品ロス削減に向けた企業に対する県の取り組みについてもお尋ねしたいと思います。

2点目です。現在、秋の交通安全運動中ですが、昨今、あおり運転や、高齢者の事故等が報道されております。私は以前から、公用車の事故が非常に多いという認識があり、現状を聞かせていただくと、直近の3年間では、平成28年度で71件、平成29年度で66件、平成30年度で39件で、平均すると、実に6日に1件は事故が発生しているということになります。そのため、職員の業務等の軽減ということも含めて、公用車にドライブレコーダーをつけてはどうかという提案をさせていただきたいと思います。大きく2点について答弁をお願いします。

○原マーケティング課長 食品ロスについてお答えいたします。

食品削減月間については、県では、この月間を食品ロスの削減に向けた非常に重要な好機と捉えております。10月30日の食品ロス削減の日に、食品ロス削減フォーラムを開催したいと考えております。一般の消費者をはじめ、食品事業者、学校等教育関係者、市町村等行政関係者といった方々に呼びかけて参加いただき、食品ロスに対する理解と削減推進の必要性を共有していきたいと思っております。

また、企業の取り組みについては、まず食品ロスの発生要因があります。賞味期限の3分の1を超えたものは入荷しない、3分の2を超えたら販売しないという3分の1ルールや、恵方巻きの大量廃棄といったことが一つのポイントになってくると思います。

その対策としては、商習慣の見直しや、需要に見合った製造・販売が必要になってくるわけですが、これには全国的な取り組みが必要になります。国において、これらについての啓発や、3分の1ルールの緩和、大量廃棄については恵方巻き等の予約販売などの指導を文書等でされているという状況です。また、法律が10月1日施行になりますので、施行後は、国において基本方針を定められます。その中で、企業への啓発のあり方や、国、県、市町村の役割分担といったものが明らかにされると思っております。それらを踏まえつつ、民間のフードバンク等ともしっかりと連携をしながら企業への啓発に取り組み、削減に努めたいと考えております。

○青山管財課長 公用車へのドライブレコーダーの装着についてお答えいたします。

現在、知事部局で約540台の公用車を保有しておりますが、そのうち管財課では、各課が共同で使用する62台の共用車を管理しております。これらにはドライブレコーダーは現在搭載しておりません。また、共用車以外の知事部局等の各課で管理していただいている公用車についても、ドライブレコーダーを搭載したという連絡等も受けていないという状況です。

しかしながら、ドライブレコーダーの搭載については、事故発生時の報告及び相手方との事故処理等への活用や、大国副委員長お述べのあおり運転が社会的な関心を集める中、ドライブレコーダー搭載による抑止効果もあるのではないかと考えているところです。今後、ドライブレコーダー搭載の効果、費用等も含め、他府県の状況も調査し、検討していきたいと考えております。

○大国副委員長 食品ロスについては、まだ食べられるのに廃棄されているという状況の中で、必要とされている方々もいらっしゃる。先ほど答弁にありましたフードバンクや、あるいは子ども食堂も徐々にそういった活動もされておりますけれども、そういったところとうまく連携していただき、廃棄するものがなくなるように、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

また、公用車のドライブレコーダーについては、ぜひともご検討いただき、いろいろな事件、事故もありますが、その抑止効果あるいは見守りという意味もあり、効果が大きいと思います。何よりも事故が起こった際に職員の事務作業、あるいは報告等の軽減等もあると思います。事故が起こった際に非常にパニックになっていることもありますので、正確な事故報告の助けになると思いますので、ぜひとも取り組みをお願いします。

○荻田委員長 申しわけない、少しだけ。

○大国副委員長 それでは、荻田委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○荻田委員長 皆様方のお手元に、陳情書1件と写真のプリント等を配付しております。これは、奈良市北椿尾町残土搬入に伴う土砂災害及び環境改善について、8月26日に、知事宛て、県議会議長宛て、さらに奈良市長宛て、奈良市議会議長宛てに提出された陳情書です。奈良市精華地区自治連合会会長をはじめ、それぞれの自治会長、水利組合長、あるいは被害に遭われた地権者の方々による27名からの陳情書です。要旨はお読みいただければわかると思います。これは奈良市北椿尾町内にある、もともと西川組が産業廃棄物を投棄していた場所を買い上げた業者が、谷に向けて土砂の残土を搬入したものであります。写真のようにかなりの立方メートル数を、毎日、1日あたり300台が、名阪国道を

通じて大阪から搬入されたようです。このことについてお尋ねしたいと思います。

まず、森林開発の許可については、1ヘクタール以上でなければ県として対応できません。1ヘクタール以上であれば、事業者は林地開発許可申請を出さなくてはならないため、奈良市に0.99ヘクタールの申請を伐採届として、森林の伐採をするということで出されたものであります。0.99という数字がどのような数字であるのかについて、私も県、市両方の担当者とお話をしました。そして、県、市、地元の自治連合会、水利組合、地権者と3回の会議を重ねてきました。1回目の会議は、1ヘクタール未満ですから、どうしても事業者に対して物が言えないという姿勢でありました。しかし、私どもは絶対に1ヘクタールを超えているという思いを持っていました。その途中で2回大雨により、土砂、残土が流出して、写真のような形で下流へ流れ込んだものであります。このことによって、下流にあった奈良市の管理する用水路が完全に壊れてしまった。そして、それと同時に清澄の里を含めて、菩提仙川など下流へ流れていく川筋は、本当に清流そのものでありました。しかし、このようなことがあって、農作物に大きな被害を及ぼすことであったため、田中農業水産振興課長のほうで、被害に遭った農業者の方々に事情を聞いていただき、対応もしていただいた。悪臭や汚濁で本当に大変な悪水でした。

しかし、一番根本的なものは何かといえ、1ヘクタール以上であれば、林地開発許可申請を出さなくてはならないが、0.99ヘクタールであれば届出だけでいいということであり、法令に基づいて森林整備課も対応を遠慮し、あるいは無理をせずということであったのですが、私が林野庁に連絡をしたところ、当然それは、1ヘクタール以上として、考えを新たにしてもらわなければ困るということでした。根本的には事業者に対する、県としての対応が甘かったのだろうと私は思っています。そして、その原因である1ヘクタールあるかないかについて、ようやく測っていただいたのは8月末でした。県、市で測量をしていただいたところ1.26ヘクタールという数字が出てきたわけであり、このことによって、一気に中止命令も出せ、被害に遭われた方々への対応を、県、市で協議してくれることになっています。

このことについて、森林整備課長として、今日まで対応されてきたことについてお聞きしたいと思います。

○内田森林整備課長 今回の事案については、森林法に基づいた市町村への伐採届が提出された上で開発行為が開始されていることから、本来、その伐採届を受理し、伐採届の内容を遵守すべき旨を命ずる権限というのは、市町村が有していると考えております。しか

しながら、荻田委員長お述べのとおり、今後市町村が当該開発行為が違反事案に発展する可能性がある事実を確認した場合や、このような事案に対する指導にふなれな市町村がある場合もありますので、必要に応じて、県としては市町村と連携してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○荻田委員長 内田森林整備課長は、そのように言いますが、あなたのところが一番悪いです。それでは、森林整備課は、この林地開発を許可不要とした本件について、どのような形でこれまで取り組んできたのか。このような問題について、私は言いたいことがたくさんあります。これは総括審査で申し上げます。天理市は残土条例をつくっていただいていたから、並河天理市長にも連絡し、即対応していただきました。奈良市では、この9月議会で代表質問をしていただいて、今度の3月議会にて残土条例の成案を得ることになっています。

このような状況のもと、県、市町村は、問題点を整理しながら、確実に地域が安全・安心に生活ができるような形づくりをしていただきたい。森林整備課の仕事は森林の保全であり、森林をしっかり守っていかなければならない。それならば、このような事案について、1ヘクタール以上ということに関してしっかり把握して、これからは他山の石とせず、もっと市町村に対して、0.99ヘクタールの伐採届の面積はいかかなものかと、一生懸命指導、監督をしていただきたい。東部地域でまだ2カ所ぐらい、私がかかわっている場所があります。ほかにもこのような事案が幾つも出てきているのです。事業者は太陽光発電をする業者、残土処理をする業者、それぞれですが、法を曲げて、こうすれば許されるという形で、谷底へどンドン土砂を流出をさせ、何の防護柵も一切設けずに垂れ流しです。このようなことも、森林整備課でもっとしっかりと指導監督していかななくてはならないと思います。この問題点整理は、私は知事にも申し上げたいし、農林部長にも申し上げたい。これは総括審査で質問したいと思います。

○川口（正）委員 私も総括審査でこの問題を取り上げようと思っていました。特に危機管理監も加わって行わなければならないという意味で、私は問題提起をします。時間が押していたから発言しませんでした。御所市櫛羅の不法開発も類似の内容で、このようなことはたくさんあります。農林部や県土マネジメント部だけの問題ではなく、むちゃな連中がこのようなことをすることによって行政の担当者が叱られるわけで、県がむしろ迷惑しているのです。このような問題を除去しなければならない。行政指導、行政監督だけでは問題は解決しない。司法措置も含めながら解決しないことにはずっと尾を引きます。実際

尾を引いている課題がたくさんあります。このようなことは知らずにしたのではなく、意図的なのです。行儀の悪い、根性を持って行っているわけだから、そのような行為に対しては厳しく対応しなければならない。危機管理監は、大災害が起こったときだけの危機管理監と違うのだから、そのような意味で行政横断的に、司法当局とのかかわり合いも含めて、規制措置を厳しい形で打ち立てる必要があります。法律の解釈云々ということではなく、なければ法律をつくれればいいわけです。不要な法律はなくせばいいし、足りない法律はつくらなければならない。そのようなことで、この問題は、危機管理監のセクションにもかかわりがあります。危機管理監は大災害のときだけの危機管理監ではないのだから、そういうことで、あなたの人気を高めておきます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○**大国副委員長** 委員長と進行を交代します。

○**荻田委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって歳入、総務部・産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。

なお、総括項目の確認をお願いしたいと思います。

後で委員長までご報告をいただくようお願いいたします。

午後1時30分より、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。